五一五番三
五一七番三
五一八番
太田字町　四番三及び四番四
五番二
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県豊岡市但東町
木村字森本　五九五番二　一号及び二号
五八九番四　三号及び四号
五八八番五　五号及び十号
五七八番二　八号
五番二　六号及び七号
三五番三　九号
木村字久保田　六五七番一　十一号
六五七番二　十二号
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
中村川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する水路及び里道のうちその接している区間の水路敷及び里道敷
兵庫県豊岡市但東町薬王寺字中村
四四番一
四四番八及び四四番九
四四番一一から四四番一六まで
九六九番二
九七〇番一及び九七〇番二
九七一番一から九七一番三まで
九七二番一及び九七二番二
九七三番
九七四番一及び九七四番二
九七五番一及び九七五番二
九七六番一及び九七六番二
九七七番一及び九七七番二
九七八番から九八二番まで
六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
舟木川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する水路及び里道のうちその接している区間の水路敷及び里道敷（昭和十四年内務省告示第三百五十八号で指定した土地の区域を除く。）
兵庫県豊岡市但東町西谷
字船木山　三九番二及び三九番三
四四番二
四五番二
四六番二
四七番二
四八番一及び四八番二
四九番二
五〇番二
五一番二
五二番二九及び五二番三〇
六三番二
六八番二
二一〇番一
二一〇番三
二一一番及び二一二番
二一七番から二二九番まで
二三五番
二三六番二
二四七番及び二四八番
二四九番
二五〇番二
二五二番二
七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
堂谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県美方郡香美町村岡区福岡字三島
一八〇番四　一号及び二号
一八〇番一　三号
一九四番　四号
一六一番一　五号及び六号
一六一番二　七号から九号まで
一九一番三　十号

○中部地方整備局告示第七十六号

平成十四年一月三十一日付けで指定された鈴鹿川水系鈴鹿川・鈴鹿川派川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を変更したので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月三十日

中部地方整備局長　佐藤　直良

○中部地方整備局告示第七十七号

鈴鹿川水系内部川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月三十日

中部地方整備局長　佐藤　直良

○中部地方整備局告示第七十八号

平成十四年一月三十一日付けで指定された雲出川水系雲出川・雲出古川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を変更したので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月三十日

中部地方整備局長　佐藤　直良

○中部地方整備局告示第七十九号

雲出川水系中村川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月三十日

中部地方整備局長　佐藤　直良

○中部地方整備局告示第八十号

雲出川水系波瀬川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月三十日

中部地方整備局長　佐藤　直良

○中部地方整備局告示第八十一号

平成十四年一月三十一日付けで指定された櫛田川水系櫛田川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を変更したので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月三十日

中部地方整備局長　佐藤　直良

○中部地方整備局告示第八十二号

櫛田川水系佐奈川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月三十日

中部地方整備局長　佐藤　直良

○中部地方整備局告示第八十三号

平成十四年一月三十一日付けで指定された宮川水系宮川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を変更したので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月三十日

中部地方整備局長　佐藤　直良